



令和5年度(2023年度)

山口県鳥獣保護区等概要図

鳥獣保護区等概要図

狩猟鳥獣の捕獲規制の一部変更

狩猟鳥獣名	区 域	狩 猟 期 間	禁止するくくりわなの輪の直径
イノシシ ニホンジカ	県内全域	11月1日から 3月31日	15cmを超えるもの

くくりわな架設禁止区域ではくくりわなによる狩猟は禁止されています。

山口県で狩猟される皆さんへ

- 安全で楽しい狩猟をしていただくために、みんなで次のことを守りましょう。
 - 多発傾向にある狩猟事故を防止するため、次のことを必ず実行しましょう。**
- 1. 使用前に銃を点検し、機能の健全なものを使用すること。
- 2. 銃を手にしたときや、銃を手から離すときは、装てんの有無を確認すること。
- 3. みだりに他人の銃を手にしたり、自分の銃を他人にさわらせないこと。
- 4. 絶対に酒気を帯びて銃を手につけないこと。
- 5. 使用する銃に適合した火薬や実包を使用すること。
- 6. 実包を装てんしていないときでも、銃口を人や建物などに向けないこと。
- 7. 発砲の必要がおくる直前まで装てんしないこと。また発砲の必要性がなくなったら必ず脱包すること。
- 8. 安全装置をかけたからといって安心したり、過信しないこと。
- 9. 銃口へ異物を侵入させないこと。
- 10. 獲物が狩猟鳥獣であることを確認したのちに、はじめて引鉄に指をかけること。安全と捕獲の自信がなければ発砲しないこと。

- 11. 水平撃ちをさけること。
 - 12. 疲れたときは猟を中止すること。
 - 13. 万一の事故にそなえてハンター保険や狩猟災害共済制度に加入しておくこと。
- ◎ 猟装に注意!!**
 - ◎ 目立つ色の帽子とベストを必ず着用**のこと。迷彩色・迷彩柄は着用しないこと。
- ◎ 過信するな!! 安全装置と猟の腕**
 - ◎ 法令やマナーに反する行為は狩猟者全体の恥**です。**進んで法令を守るとともに、次のことを実行し、狩猟道徳を向上**しましょう。
 - 農耕地や造林地に踏み込んで、作物や林木に被害を与えないこと。
 - 地域の住民に無用の不安を与えたり、ひんしゅくを買うような行為は厳につしむこと。
 - 獲物の数を誇るような風習をやめること。
 - 半矢にした獲物は追跡し必ず回収すること。
 - わなやあみに保護鳥獣がかかった場合は、ただちに放してやること。なお、わなには必ず定められた表示をすること。
 - 先着の狩猟者の先廻りをしないようにすること。
 - 他人が狙っている獲物には銃口を向けないこと。
 - 保護区や休猟区等保護区域を大切にすること。
 - 獲物は現在の狩猟者だけのものではないという考えを持つこと。
 - 山火事を起こさないよう、たき火・タバコに注意すること。
 - イノシシ等の大型獣をつり上げて捕獲する「わな」は架設しないこと。

◎国営林へ入林する場合について

狩猟の目的で国営林・官行造林地へ入林される場合は、入林届の提出が必要ですので**山口森林管理事務所**へ連絡してください。

連絡先 〒753-0094 山口県山口市野田35-1 電話番号 083-922-0386

◎あわてるな!! 獲物の向こうに人がいる

◎ 関係法令を守って楽しい狩猟をしましょう。

- 狩猟鳥獣の種類（法第2条第7項、施行規則第3条）

鳥	マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ヤマドリ（亜種のコシジロヤマドリを除く）、キジ（亜種のコウライキジを含む）、コジュケイ、ヤマシジ（注：別種のアマミヤマシジは含まれない）、タンギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ以上26種
---	---

獣	タヌキ、キツネ、ノリス、ノネコ、テン（亜種のツシマテンを除く）、イタチ（オスに限る）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ（注：亜種のイノブタを含む）、ニホンジカ、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ 以上20種
---	--

但し、次の鳥獣は下記の区域では捕獲が禁止されています。

メスキジ、メスマヤドリ、ツキノワグマ 山口県全域

2. 狩猟期間（法第11条第2項、施行規則第9条）	
狩猟鳥獣	毎年 11月15日から翌年 2月15日まで

3. 狩猟禁止場所（法第11条第1項、施行規則第8条）	
(1) 鳥獣保護区	
(2) 休猟区	
(3) 公道	
(4) 自然公園の特別保護地区	
(5) 区域が明示された都市公園	
(6) 原生自然環境保全地域	
(7) 社寺境内及び墓地	

4. 銃猟の禁止（法第35条第1項、法第38条）	
(1) 禁止場所	
ア 特定猟具使用禁止区域（銃器）	
イ 住居が集まっている地域、広場、駅その他の多数の者の集合する場所	
(2) 禁止時間	
日没から日の出前まで（曙による日没・日の出の時刻）	
(3) 禁止の方向	
弾丸の達するおそれのある人、飼養動物、建物、電車、自動車、船舶などの乗物にむかって銃猟すること。	

5. 次の狩猟鳥獣は、1日当りの捕獲数が制限されています。	
種 類	捕 獲 数 制 限
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ及びクロガモ	合計して……………5羽以内 （ただし、網猟をする者にあては、狩猟期間を通じて200羽以内）
エゾライチョウ	2羽以内
ヤマドリ及びキジ（注：亜種のコウライキジを含む）	合計して……………2羽以内
コジュケイ	5羽以内
ヤマシジ及びタンギ	合計して……………5羽以内
キジバト	10羽以内

6. 猟法の禁止または制限等（法第12条第1項、法第16条、法第36条、規則第10条、規則第17条、規則第45条）	
(1) 爆発物・劇薬・毒薬・据銃・落し穴・人の生命又は身体に重大な危害を及ぼすおそれのあるわな	
(2) かすみ網を使用する方法	
(3) コキウサギ及びノウサギ以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く）	
(4) 口径の長さが10番の銃器又はこれより口径の長い銃器を使用する方法	
(5) 飛行中の飛行機若しくは運行中の自動車又は5ノット以上の速力で航行中のモーターボートのの上から銃器を使用する方法	
(6) 構造の一部として3発以上の実包を充てんすることができる弾倉のある散弾銃を使用する方法	
(7) 装薬銃であるライフル銃（ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカにあっては、口径の長さが5.9ミリメートル以下のライフル銃に限る）を使用する方法	
(8) 空気散弾銃を使用する方法	
(9) 同時に3以上のおわなを使用する方法	
(10) 鳥類並びにヒグマ及びツキノワグマの捕獲をするため、わなを使用する方法	
(11) イノシシ及びニホンジカの捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの、締付け防止金具が装着されていないもの、よりもどしが装着されていないもの又はワイヤーの直径が4ミリメートル未満であるもの）に限る。）、おし又ははたらばさみを使用する方法（ただし、山口県においては、くくりわなの輪の直径が15センチメートルを超えるもの）	
(12) ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカ以外の獣類の捕獲等をするため、くくりわな（輪の直径が12センチメートルを超えるもの又は締付け防止金具が装着されていないものに限る。）、おし又ははたらばさみを使用する方法	
(13) つりばり又ははとりもちを使用する方法	
(14) 矢を使用する方法	
(15) 犬に咬みつかせることのみにより捕獲等をする方法又は犬に咬みつかせて狩猟鳥獣の動きを止め若しくは鈍らせ、法定猟法以外の方法により捕獲等をする方法	
(16) キジ笛を使用する方法	
(17) ヤマドリ及びキジの捕獲等をするため、テーブルコーダー等電気音響機器を使用する方法	

7. 報告等の義務	
(1) 狩猟者登録証の携帯、呈示（法第62条第1項及び第2項）	
常に狩猟者登録証を携帯し、請求があれば呈示すること。なお記事は衣服又は帽子の見やすい場所に着用すること。	
(2) 捕獲報告（法第66条）	
狩猟の期間が満了した時は、鳥獣の捕獲等をした場所及び鳥獣別の員数を報告すること。	
(3) 住所・氏名の変更届出（法第61条第4項）	
変更した日から遅滞なく知事に届け出ること。	
(4) 狩猟者登録証の返納（法第65条）	
狩猟の期間が満了した日から30日以内に(2)に記載して返納すること。	
(5) 網・わなの設置表示（法第62条第3項、規則第70条）	
使用する猟具ごとに見やすい場所に住所、氏名並びに狩猟者登録証に記載された知事名、登録年度及び登録番号を一字の大きさが縦1センチメートル以上、横1センチメートル以上の文字で記載した金属又はプラスチック製の標識を付けること。	

8. 次の場所で狩猟する場合には占有者の承諾が必要です。	
(1) 垣、さくその他これに類するもので囲まれた土地。	
(2) 作物のある土地。	

9. その他禁止事項	
(1) 狩猟鳥獣以外の鳥獣を捕獲等すること。	
(2) 狩猟鳥獣のひな及び卵を捕獲等または採取すること。	
(3) ヤマドリを販売すること。	
(4) 違反捕獲物の譲り渡し、譲り受け、または販売、加工もしくは保管のため引渡したり、引受けること。	
(5) 鳥獣保護区等の標識や施設の移転、汚損、破壊または除去すること。	

番号	名 称	所 在 地	面 積	期 間
1	常 寺 鳥獣保護区	山口市宮野常寺 一 帯	5ha	昭和7.11.1 - 昭和11.10.31
2	阿 知 須	〃 阿知須杖川	〃	〃
3	禪 昌 寺	〃 小瀬	83	〃
4	常 盤	〃 宇部市常盤公園	〃	昭和3.11.1 - 〃
5	大 原 湖	〃 山口市徳野谷	〃	昭和2.11.1 - 〃
6	豊 田 湖	〃 下関市豊田地吉・河内	〃	昭和3.11.1 - 〃
7	羅 漢 山	〃 岩国市大原谷・船大塚・美和町萩	〃	昭和4.11.1 - 〃
8	高 照 寺 山	〃 〃 周東町祖生	〃	昭和0.11.1 - 〃
9	火の山、雲霧山	〃 〃 下関市前田町火の山	〃	昭和0.11.1 - 〃
10	川 西	〃 〃 岩国市横山	〃	昭和4.11.1 - 〃
11	太 華 山	〃 〃 周南市大島	〃	〃
12	岐 波	〃 〃 宇部市東岐波区	〃	昭和2.11.1 - 〃
13	壱 津 半 島	〃 〃 下関市豊北町壱島	〃	〃
14	壱 佐 島	〃 〃 上関町壱津	〃	昭和0.10.1 - 〃
15	水 源 山	〃 〃 周防大島町壱佐島	〃	昭和0.10.1 - 〃
16	峨 巒 山	〃 〃 周南市大字富田	〃	昭和10.10.1 - 〃
17	雷 降 山	〃 〃 光市宝積	〃	昭和11.10.1 - 〃
18	雷 降 山	〃 〃 宇部市厚東区雷降山	〃	730
19	鴻 ノ 峯	〃 〃 山口市滝町	〃	昭和5.11.1 - 〃
20	仁 保 小 学 校	〃 〃 〃 仁保中郷	〃	昭和12.10.1 - 〃
21	深 坂	〃 〃 下関市深坂	〃	〃
22	江 汐	〃 〃 山陽小野田市高畑江汐池	〃	昭和4.11.1 - 〃
23	寂 地 山	〃 〃 岩国市錦町宇佐寂地山	〃	昭和7.11.1 - 〃
24	岩 国 山	〃 〃 〃 室木町	〃	〃
25	笠 戸 島	〃 〃 下松市笠戸島	〃	1,200
26	鉦 銭 司	〃 〃 山口市長沢	〃	182
27	秋 吉 台	〃 〃 美祿市秋芳町・美東町秋吉台	〃	3,412
28	歌 野	〃 〃 下関市菊川町上岡枝	〃	1,181
29	長 谷	〃 〃 〃 久野	〃	300
30	角 谷	〃 〃 〃 豊北町角島	〃	700
31	清 末、小 月	〃 〃 〃 小月・清末	〃	180
32	勢 谷	〃 〃 〃 岩国市美和町勢谷	〃	350
33	平 原	〃 〃 〃 東谷	〃	330
34	中 倉	〃 〃 〃 由宇町深山	〃	310
35	禪 定 寺	〃 〃 山口市小郡山手町	〃	494
36	竜 王 山	〃 〃 山陽小野田市竜王山	〃	233
37	松 岳 山	〃 〃 〃 山川松岳山	〃	48
38	東 行 庵	〃 〃 下関市大字古田	〃	88
39	石 城 山	〃 〃 田能町菅井・大塚野、光市大字龜田	〃	537
40	八 代	〃 〃 周南市大字八代	〃	1,038
41	向 島	〃 〃 防府市大字向島	〃	32
42	厚 狭	〃 〃 山陽小野田市大字郡	〃	132
43	田 代	〃 〃 長門市日置中・浦谷久富	〃	330
44	青 海 島	〃 〃 長門市青島島・他崎・三郎中・三郎下	〃	7,810
45	田 床 山	〃 〃 萩市大字椿原	〃	1,092
46	宇 佐 小 学 校	〃 〃 岩国市錦町宇佐	〃	18
47	高 瀬	〃 〃 周南市大字高瀬	〃	200
48	川 東 小 学 校	〃 〃 美祿市東原町	〃	4
49	狗 留 孫 山	〃 〃 下関市豊田町大字李路子	〃	200
50	指 月 山	〃 〃 萩市地内	〃	65
51	阿 武 川 夕 木	〃 〃 〃 川上高瀬	〃	650
52	高 野	〃 〃 下関市豊浦町高野・大門	〃	930
53	土 井 ヶ 浜	〃 〃 〃 豊北町神田上・土井ヶ浜	〃	1,150
54	桜 山	〃 〃 美祿市桜山	〃	514
55	長 野	〃 〃 柳井市上長野	〃	370
56	台 道	〃 〃 防府市台道	〃	605
57	根 笠	〃 〃 岩国市美川町根笠	〃	600
58	千 坊 大 峯	〃 〃 〃 光市宝積	〃	330
59	桑 山	〃 〃 防府市桑山	〃	67
60	宇 生	〃 〃 萩市大字下田方宇生	〃	310
61	海 苔 石	〃 〃 〃 大字須佐高山	〃	759
62	天 神 山	〃 〃 防府市多良	〃	270
63	長 野 山	〃 〃 周南市長野山	〃	1,079
64	美 祿 夕 木	〃 〃 美祿市大瀬町	〃	598
65	十 種 ヶ 峯	〃 〃 山口市阿東十種ヶ峯	〃	442
66	夏 木 原	〃 〃 萩市大字佐々並	〃	175
67	江 良	〃 〃 下関市豊浦町江良	〃	145
68	菅 野 湖	〃 〃 周南市大字須北	〃	302
69	長 門 峽	〃 〃 山口市阿東生雲中	〃	825
70	ト ヲ ジ 山	〃 〃 萩市大字明木	〃	513
71	鉦 銭 司 南	〃 〃 山口市鉦銭司	〃	305
72	む つ つ 吉	〃 〃 萩市大字吉部高佐下	〃	67
73	荻 古	〃 〃 阿武町大字荻古	〃	910
74	琴 石 山	〃 〃 柳井市柳井	〃	26
75	羅 瀆	〃 〃 宇部市大字東吉部	〃	680
76	大 方 倉、丸山ダム	〃 〃 宇部大字和賀・長野野・東方倉・芦内	〃	1,601
77	生 島	〃 〃 光市生島・尾島	〃	196
78	小 野 野	〃 〃 宇部市小野野	〃	569
79	笠 見 島	〃 〃 萩市見島	〃	966
80	笠 提 寺 山	〃 〃 山陽小野田市大字有帆	〃	64
81	蓋 井 島	〃 〃 下関市大字蓋井島	〃	235
82	山 口 湾	〃 〃 山口市高田・佐用・秋穂・吉備・阿能瀬崎	〃	706
計			52,138	

2. 鳥獣保護区特別保護地区

番号	名 称	所 在 地	面 積	期 間
13	壁 島 特別保護地区	壁 島 鳥 獣 保 護 区	2ha	昭和2.11.1 - 〃
31	清 末、小 月	〃	〃	7
4	常 盤	〃	〃	138
22	江 汐	〃	〃	21
27	秋 吉 台	〃	〃	60
23	寂 地 山	〃	〃	42
5	大 原 湖	〃	〃	31
37	松 岳 山	〃	〃	48
38	東 行 庵	〃	〃	5
30	角 岳 島	〃	〃	30
44	青 海 島	〃	〃	67
50	指 月 山	〃	〃	22
7	羅 漢 山	〃	〃	102
8	高 照 寺 山	〃	〃	28
33	平 原	〃	〃	30
57	根 笠	〃	〃	2
58	千 坊 大 峯	〃	〃	42
17	峨 巒 山	〃	〃	47
18	雷 降 山	〃	〃	70
21	深 坂	〃	〃	47
41	向 島	〃	〃	32
65	十 種 ヶ 峯	〃	〃	25
6	豊 田 湖	〃	〃	11
1	常 盤 寺	〃	〃	5
3	禪 昌 寺 山	〃	〃	2
49	狗 留 孫 山	〃	〃	77
45	田 床 山	〃	〃	81
67	江 良	〃	〃	29
68	菅 野 湖	〃	〃	302
19	鴻 ノ 峯	〃	〃	4
77	牛 島	〃	〃	196
78	小 野 野	〃	〃	59
計	3 2 箇 所		1,664	

番号	名 称	所 在 地	面 積	終 期
1	奥 谷・久 兼 休 猟 区	防府市大字奥谷・久兼		